

次世代 IT 労務月報



発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆年収の壁・支援強化パッケージについて
- ◆高額療養費について④
- ◆労務 Q&A（雇用保険編①）
- ◆安全衛生特集⑨（電撃傷）

● 年収の壁・支援強化パッケージについて

厚生労働省は、従業員 100 人超企業で週 20 時間以上勤務した場合に厚生年金・健康保険に加入して保険料負担が生じる「106 万円の壁」対策として、キャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました。短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者 1 人当たり最大 50 万円が支援されます。一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃し、令和 7 年度末までに労働者に被用者保険の適用を行った事業主が対象となります。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	一人当たり助成額（大企業は 3/4）
①賃金の 15%以上分を労働者に追加支給	1 年目 20 万円
②賃金の 15%以上分を労働者に追加支給するとともに 3 年目以降、以下③の取組が行われること	2 年目 20 万円
③賃金の 18%以上を増額させていること	3 年目 10 万円

※①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額で、内訳は一時的な手当（標準報酬月額の算定に考慮されない社会保険適用促進手当）による支給も可。③の賃金は基本給。

※＜支給申請＞1、2 年目は取組から 6 ヶ月ごと（1 回 10 万円支給）、3 年目は 6 ヶ月後。

※基本給のほか、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を向上的なものとする場合、当該手当を含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額も可。また、2 年目に前倒しして③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3 回目の支給申請でまとめて助成（30 万円）。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

＜現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充＞

週所定労働時間の延長	賃金の増額	一人当たり助成額（大企業は 3/4）
①4 時間以上	—	30 万円 ※取組から 6 ヶ月後に支給申請 ※賃金の増額は基本給
②3 時間以上 4 時間未満	5%以上	
③2 時間以上 3 時間未満	10%以上	
④1 時間以上 2 時間未満	15%以上	



※1年目に (1) の助成を受けた後、2年目に (2) の助成を受ける併用メニューも可。

● 労務 Q&A (雇用保険編①)

Q パートタイマーは全て雇用保険に加入させなければいけませんか？

A パートタイマーの雇用保険の適用にあたっては、これらの者の特殊性を考慮して、就業規則等で労働時間、賃金その他の労働条件が明確に定められている場合であって、さらに、次の要件のいずれにも該当するものについて、被保険者としてさされております。

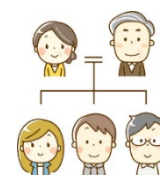
雇用保険被保険者資格 取得等確認通知書	雇用保険被保険者証
****-****	****-****
印	印

- ① 1週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。
- ② 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

※31 日以上雇用の見込みとは、31 日以上雇用が継続しないことが明らかである場合以外は雇用見込みがあると判断されます。

Q 同居している親族も雇用保険に加入できますか？

A 事業主又は法人代表者と同居している親族は、**原則として雇用保険に加入できません**。但し、事業主と同居する親族であっても、以下の条件を満たす場合は雇用保険に加入ができます。



1. 業務を行うにつき、**事業主の指揮命令**に従っていることが明確であること。
2. 就業の実態が当該事業所における**他の労働者と同様**であり、賃金もこれに応じて支払われていること（特に、始業及び終業時刻及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が労働者と同様になされていること）。
3. 事業主と**利益を一にする地位（取締役等）**にないこと。

● 高額療養費について④（多数回該当 70 歳以上）

前回ご紹介した 70 歳未満の「多数回該当」に引続き、今回は 70 歳以上の「多数回該当」をご紹介します。前回と異なる点は、**一般区分で年収 156 万～約 370 万円**（標報 26 万円以下、課税所得 145 万円未満）等の方は算定基準額が 44,000 円となります。低所得者に関しましては**多数回該当の適用はございません**。

所得区分 (標準報酬月額)	高額療養費 算定基準額
83 万円以上	141,100 円
53 万円以上 83 万円未満	93,000 円
28 万円以上 53 万円未満	44,400 円
一般	44,400 円
低所得者	該当なし

● 安全衛生特集⑨（電撃傷）

電撃傷とは、電氣的な障害によって受けた損傷です。一見して軽症のように見えても、時間が経って重症化することがあります。受傷後は早期に医療機関を受診することが必要です。電流値 (mA: ミリアンペア) による人体への影響は下表の通りとなります。

電流値	電流の大きさ	人体への影響
1mA	最小感知電流	ビリッと感じる程度
5mA	苦痛電流	かなり痛い
10mA	可随電流	耐え切れない程ビリビリする
20mA	不随電流	筋肉の収縮がはげしく呼吸が困難
50mA	心室細動電流	短時間でも生命が危険
100mA	致命傷な状態	致命傷な障害を起こす

